



税相だより

—— 案ずるよりはまず相談 ——

<https://www.zeisou.net/>

第 226 号

令和 4 年 11 月 1 日

税相だより
発行協力会

北九州市小倉北区
紺屋町13-1
毎日西部会館4F
TEL 531-2431



北九州空港

平成18年（2006年）に現在の場所へ移転。

連絡橋によって陸地と結ばれた海上空港であることから、騒音被害がなく、九州で唯一24時間運用が可能です。国内線と国際線（現在コロナのため運休中）が就航しており、スターフライヤーが本空港を拠点と位置づけ、本社を空港敷地内に置いています。

空港2階出発ロビーには、北九州市にゆかりのある松本零士さんにちなんで、銀河鉄道999のメーテルがお出迎えをしてくれます。

税相だよりのバックナンバーはHPからいつでもご覧いただけます



● 北九州商工会議所管内税務相談所所在地 ●

門司税務相談所	〒801-0863	門司区栄町2番3号ニッチクビル3階	TEL 332-2380 FAX 321-2380
小倉税務相談所	〒802-0081	小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館4階	TEL 531-2431 FAX 531-2451
小倉南税務相談所	〒802-0804	小倉南区下城野1丁目9番18号KM第5ビル3階	TEL 951-3033 FAX 922-6008
若松税務相談所	〒808-0034	若松区本町3丁目11番1号バイサイドプラザ若松本館4階	TEL 771-3726 FAX 771-5692
八幡税務相談所	〒805-0061	八幡東区西本町4丁目1番1号さわらびガーデンモール八幡1番街2階	TEL 681-4538 FAX 671-1559
八幡西税務相談所	〒807-0856	八幡西区八枝3丁目7番19号	TEL 603-4777 FAX 603-4779

円滑・適正な納税のため

過少申告加算税の加重措置が整備されました



◇改正の内容

所得税、法人税または消費税に係わる修正申告について、帳簿等の提出を求められた場合に、その帳簿の記載内容が不十分であったり、提出しなかった場合には過少申告加算税・無申告加算税が加重されます。

記載状況	帳簿の提出あり			帳簿の不提示・不提出
	収入の1/3未満 が不記載	収入の1/3以上 が不記載	収入の1/2以上 が不記載	-
加算税の加重	加重なし	5%	10%	

◇令和6年1月1日以後に申告期限が到来する国税に適用されます。



売上をカレンダーに手書きして管理したり
相手先からの請求書だけで管理したり
通帳への入金だけで管理していませんか？

帳簿の必要性を
再度確認しましょう！！

Topics! 税務署からのお知らせ

マイナンバーカードの取得

マイナポータルに各種情報が集約され、申告も簡単に！

確定申告以外でも

- ▶ 本人確認書類として使えます！
- ▶ コンビニで各種証明書が取得できます！
- ▶ 健康保険証としても使えます！
- ▶ 給付金の受け取りがスマートに！

◆公式サイト



◆最新情報



マイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178

キャッシュレス納付の利用

国税の納付は、非対面のキャッシュレス納付が便利です！

- ☑ 納付漏れ防止！
- ☑ お出かけ不要！（全て自宅等で納付が完了）
- ☑ 資金繰りの調整可能！（ダイレクト納付は納付日の指定ができる）
- ☑ ダイレクト納付・振替納税は手数料が不要！（納税資金のみでOK）

◆ダイレクト納付



◆クレジットカード納付



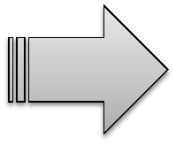
◆電子納税



◆振替納税



管理運営部門：093-583-1331（代表）



個人事業主の皆様を取り巻く環境は 大きく変わっています

- ◇令和4年 1月1日～電子帳簿保存法改正施行
- ◇令和5年10月1日～インボイス制度開始

みなさまの現在の帳簿は時代の流れに対応していますか？



この度税務相談所では新しく**クラウド型の会計ソフト**を導入しました！

- ・現在古いバージョンの弥生をご利用中の方
- ・青色控除65万円を目指したい方
- ・電子帳簿保存法に対応したソフトの導入をしたい方 等



朗報

**令和5年3月までに新規ご契約の場合
6か月間の無料キャンペーン実施中！！**

※キャンペーン期間終了後は1,650円/月

この機会にぜひご検討ください！！

税のミニ知識

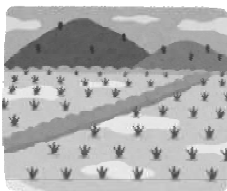


日本の税の歴史について～第2回～

前々回に引き続き日本の税の歴史のご紹介です。飛鳥時代に租・庸・調による税を納める仕組みが出来上がり、奈良時代には墾田永年私財法(743年)が制定されました。

それまでは日本の土地は天皇のものだったので、せっかく耕した土地を自分の物にできず、年貢も苦しい…と土地を放棄して逃げ出す農民が多かったのです。

そこで耕した分だけ自分の土地にできることで、意欲を増して田んぼを耕し、年貢をたくさん納めてもらおうと墾田永年私財法が制定されました。



しかし貴族・僧侶を優遇する面があったため、彼らは年貢から逃げ出した農民を小作人とし、広大な土地を開墾して私有地(荘園)を広げ、地方での力をつけていきました。

平安時代には各地に荘園ができ、農民は荘園領主に年貢や公事(糸・布・炭・野菜等)、夫役(労働)などを納めました。

会員さんのご紹介～小倉南区～



屋 号：キーショップ小倉
事 業 所：小倉南区葛原本町6-8-25
電 話 番 号：093-473-0110



昭和56年の創業から40年以上実績を積み重ねられています。
今年の6月には先代のお父様から息子さんへ事業を承継され、今まで培った
技術と信頼はそのままに、地域に根差したサービスを提供されています。
鍵の紛失や防犯対策の検討などの際はお気軽にご相談ください。

掲載ご希望の会員様を募集中です(無料)。担当者までお声掛けください。

※掲載は申し込み順になります。



来所時のお願い

- ☆ マスクの着用をお願いします。
- ☆ 手指の消毒をお願いします。
- ☆ 体調の思わしくない時、同居ご家族が新型コロナウイルス感染、インフルエンザ感染している場合は来所前にご相談ください。



新型コロナウイルス感染予防のためご協力お願いいたします。